

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会表彰等に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営、又は地域福祉の推進に貢献した者に対して、その功績をたたえ、今後の社会福祉の向上に資することを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、役員表彰、一般表彰、職員表彰とし、次の各号に該当する者に対して行う。

#### (1) 役員表彰

ア 本会の理事、監事として、3期以上在任した者のうち退任した者

イ 本会の評議員として、3期以上在任した者のうち退任した者

#### (2) 一般表彰

ア 本会に関係のある個人又は団体で、本会の運営又は地域福祉の推進に寄与し、その功績が顕著な者

#### (3) 職員表彰

ア 本会の職員として10年以上勤務し、成績が優秀な者

イ 本会の職員として20年以上勤務し、成績が優秀な者

#### (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に表彰に値すると認めた者

### (表彰の決定)

第3条 被表彰者は、本会会長（以下「会長」という。）が理事会の意見を聴いて決定する。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が賞状を贈りこれを行う。

2 前条の賞状は、第2条第1号及び第2号に該当する場合は感謝状を、同条第3号に該当する場合は表彰状を、同条第4号に該当する場合は表彰状又は感謝状を贈呈する。

3 会長は必要があると認めるときは、賞状に添えて記念品を贈呈することができる。

### (死亡した者の表彰)

第5条 この内規により表彰を受けることとなった者が、その表彰前に死亡したとき、又はこの内規により表彰を受けるに相当する功績がある者が死亡したときは、表彰状、感謝状及び記念品は、その遺族に贈呈することができる。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、本会の大会又は総会において行う。ただし、特別の事情があるときは、別に行うことができる。

### (その他)

第7条 特に優れた功績者、善行者の表彰については、国県市等の関係機関に積極的に申請するよう心がけるものとする。

### (補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、表彰について必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この内規は、平成16年6月1日から施行する。ただし、合併時役職員にある者は、合併前の社協役職員であった期間について通算し適用することができるものとする。